

事業所の特徴を生かした地域貢献への取り組み～補導委託制度～

補導委託制度とは、家庭裁判所が非行のあった少年の最終的な処分を決める前に、民間のボランティア等にしばらく預け、少年に仕事や通学をさせながら生活指導を行い、更生への手助けを行う制度である。平成4年11月から同制度の取り組みを始め、施設での体験を通じて、人間関係の大切さ、生活習慣などを学んでもらう機会となり、更正へのきっかけとなっている。

社会福祉法人 **愛心福祉会**

〒678-1241 兵庫県赤穂郡上郡町山野里2749-35

TEL：0791-52-3959／FAX：0791-52-4167／E-Mail：Mailinfo@aishin-wel.or.jp

【法人の概要】

法人設立年：1983年4月

経営施設、事業【数】：2施設、11事業

経営施設、事業【種別】：

- 障害者支援施設
- 高齢者デイサービスセンター

【法人の理念・経営方針】

大きな声で叫ばなくても、上手に意思表示出来なくても、一人ひとりの生命と声を大切にできる社会。障害がある人もない人も力を合わせ、教育、医療、法律あるいは他の領域の専門機関とネットワークを結びながら、みんなが住み良い社会づくりに努めます。

1. かけがえのない生命を大切にします
2. 一人ひとりを大切にします
3. 私の権利と他者の権利を大切にできる社会を目指します
4. エンパワメント（自分の力で解決しようとする）を高めることを支援します
5. 社会参加を支援します
6. 専門的な力を高め、環境を整え、サービスの質を向上します
7. 職員の資質向上に努めます
8. 地域福祉に役立つよう努めます
9. 個人情報の保護に努めます

実施施設の概要

施設名：愛心園

施設種別：障害者支援施設

活動開始年：平成4年11月

活動の頻度・時間：一人あたり数日～6ヶ月間、実習生として宿泊させ、実習を行わせる。

活動の対象者：家庭裁判所から送致された触法少年
実人数…平成4年より、35人

活動実施の背景、実施にいたった理由

補導委託制度は、児童相談所のケースワーカーから紹介を受けて取り組みを始めた。制度は少年法に基づいたもので、今まで関わったことが無かったが、以前から鑑別所から出てきた後の行き先が無い知的障害者について、相談を受けたりショートステイで引き受けたこともあり、触法少年を支援することには、従来より関心を持っていた。

当時は、企業のフィランソロピーが注目し始めた頃で、我々社会福祉法人も、知的障害者福祉にとどまらず、事業所の特徴を生かして幅広く地域貢献に取り組む必要があるという思いから開始した。

※フィランソロピー…一般に芸術・文化の支援、福祉活動などの慈善的な社会貢献活動を指す。

実施内容

「補導委託」とは、家庭裁判所が非行のあった少年の最終的な処分を決める前に、民間のボランティア等にしばらく預け、少年に仕事や通学をさせながら生活指導を行い、更生への手助けを行う制度である。

家庭裁判所からの送致を受け、「生活実習棟」と呼ばれる建物の一室を本人の部屋として提供し、家庭裁判所で決められた期間、施設利用者と共に生活し、施設の実習生として、利用者の介護等を行ってもらっている。

愛心園の利用者は障害が大変重く、食事、排泄、入浴等身辺処理の多くに手厚い介護の手を要する。少年はとまどいながらも職員に教えてもらいながら利用者をサポートする。慣れてくると一定の仕事は、職員の見守りの中で彼らに任せている。

プログラムは、本人と話し合っ決めていく。愛心園で暮らす知的障害者の日常の介護、清掃業務、作業支援の他、利用者の外出支援や、隣接する同法人の「愛心高齢者センター」でのお年寄りの介護や手伝い等、多くの日課を提供している。

毎日実習記録表をつけ、日々の振り返りを行っている。実習期間中には、実習のつらさや今後の生活への不安等か

ら、情緒を乱す少年も多い。実習記録は、少年がなかなか言い出せないことや日常の不満を感じ取る一つの材料にもなっている。

活動効果

非行の原因は様々で、家庭環境、友人との関係、その他様々なことで挫折し、時に裏切られ、傷ついて非行に至っている。

彼らにまず必要なのは、健全な人間関係の構築と考えている。愛心園の利用者は、障害が重く、多くの手助けを必要とする一方で、少年への偏見や差別的な感情はほとんど無く、少年にも自然体で積極的に関わりを求めていく。

はじめはとまどいを見せる少年も、時間とともに関わりを楽しむようになる。また、任される仕事が増えてくると「自分は頼りにされ、認められている」という実感を持ち、その気持ちが、更生を強く後押しする。そして、更生した(元)少年は、ボランティアで事業所を支えてくれたり、父親、母親となって子どもを連れて遊びに来てくれたりする。観察期間を終了して立派になった姿を見せに来てくれる時が、この事業のやりがいを強く感じる時である。

また、少年を支える職員も、様々な境遇で来所する少年への支援を通して、より幅の広い視野を持つことができていると感じている。

また、平成16年2月5日、今までの補導委託制度の実績が認められ、大阪高等裁判所にて、大阪高等裁判所管内補導受託者表彰を受けたことを報告しておきたい。

今後の課題

少年の中には、発達障害や軽い知的障害のある者もあり、ちょっとしたことでカッとなって利用者とトラブルになるケースもある。特に対応に苦慮するケースでは、この事業の意義を明確にして職員に示しておかなければ、継続することが難しくなる。

少年犯罪の低年齢化、児童虐待等の問題が多発する中で、社会福祉法人が果たすべき役割は大きい。今後も大きな受け皿となり、我々の役割を果たせるよう、努力したい。

主な経費や財源の内訳（年間あたり）

<主 な 経 費>	<概算額>
本人支給金	¥286,000
本人食費、光熱費	¥285,000
<合 計>	¥571,600

<主 な 財 源>	<概算額>
その他の収入 (補導委託料)	¥693,370
<合 計>	¥693,370